

海南省

企業誘致優遇制度のご案内

令和元年7月より制度開始！

海南省企業立地促進制度は、本市における企業の立地と事業規模の拡大を促進するため、本市における産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とする「海南省企業立地促進条例」に基づいて、一定の要件を満たす場合に助成金を交付する制度です。

市内に対象施設の新増設等を行う際の助成金制度を創設！

※対象となるには要件を満たす必要があります。

1. 対象施設

製造業、物流関連業、情報通信業、宿泊業、試験研究施設、オフィス施設の用に供される施設

2. 対象要件

①新設等のための投下固定資産額が1億円超

※中小企業の場合は3,000万円超

②新たな常用雇用者10人以上

※中小企業の場合は3人以上

☆助成金を受けられるには、上記の要件を満たし、新設等の工事に着手する30日前までに、海南省へ指定の申請を行う必要があります。

(投下固定資産額とは)

新事業所の用に供するために取得した事業用地、家屋及び償却資産の総額をいいます。

(常用雇用者とは)

健康保険、厚生年金及び雇用保険の被保険者であって、期間の定めのない雇用契約を事業者と締結している者をいいます。

3. 助成内容

① 企業立地促進助成金

助成額	新設等に伴い取得した事業用地、家屋及び事業の用に供する償却資産に対する固定資産税額並びに都市計画税額
助成限度額	限度なし
助成期間	3年間

② 雇用促進助成金

助成額	(新規地元雇用者数 + 異動転入者数) × 60万円
助成限度額	4,000万円
助成期間	初年度のみ

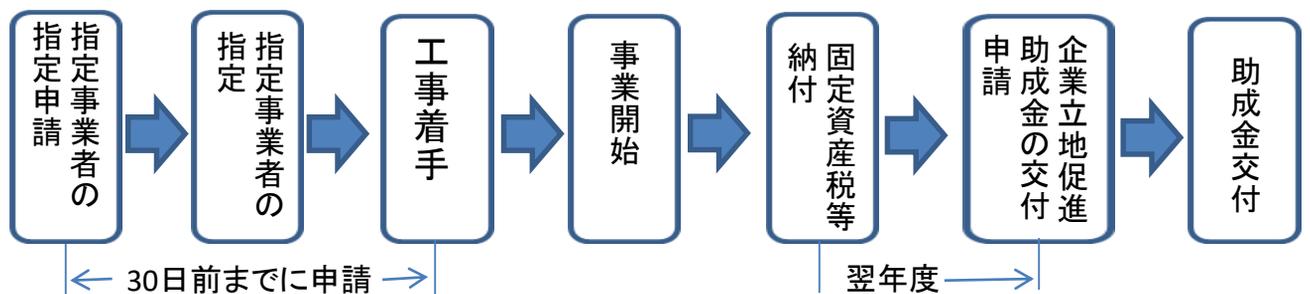
(新規地元雇用者とは)

新事業所に新たに雇用された常用雇用者のうち、1年以上継続して海南市に住所を有する者をいいます。

(異動転入者とは)

既に雇用されている常用雇用者であって、新設等による転勤に伴い新事業所に勤務している者のうち、新たに海南市に転入し、1年以上継続して海南市に住所を有する者をいいます。

海南市企業立地促進助成金制度の手続きの流れ



※雇用促進助成金については、事業の開始1年後を基準日とし、助成金の交付申請は基準日以降となります。



企業立地促進助成金、雇用促進助成金の交付を受けるためには、あらかじめ指定事業所の指定を受ける必要があります。

お問い合わせ先：海南市役所 まちづくり部 産業振興課

〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

TEL. 073-483-8460 FAX. 073-483-8466

E-mail. sangyosinko@city.kainan.lg.jp <http://www.city.kainan.wakayama.jp/>